

愛知県からのお願い

大気汚染の改善等に関する取組について

日頃から、本県の環境行政の推進について、御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

本県では、自動車環境対策の一環として、関係の方々に対し、自動車NO_x・PM法非適合車の不使用や、燃費向上にもつながるエコドライブの実施などに努めていただくようお願いをしてきたところです。

近年、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の大気中濃度は緩やかな減少傾向にありますが、環境基準を達成し、維持していくためには、引き続き、国道23号等の幹線道路を中心とした自動車環境対策を着実に進めていくことが不可欠です。

このような現状を御理解いただき、次の事項について、より一層の御協力をお願いします。

- 1 低公害車・低燃費車を導入・優先利用すること、特に自動車NO_x・PM法対策地域内を運行する場合は、自動車NO_x・PM法の車種規制に適合しない車両の使用を避けること
- 2 ステッカーの貼付などにより、運行車両が自動車NO_x・PM法適合車であることを分かりやすく示すこと
- 3 エコドライブを徹底すること
- 4 沿道環境の改善が必要な国道23号から伊勢湾岸自動車道等への迂回運行や、名古屋南部地域において中央寄り走行を行う「国道23号通行ルール」に則った運行に努めること

(伊勢湾岸自動車道でのETC車を対象とした料金割引については、
中日本高速道路株式会社のホームページ

<https://dc2.c-nexco.co.jp/etc/discount/etc/>をご覧ください。)